

# 北九州市マンション持続・再生促進支援事業

～長く・快適に暮らせるマンションにするための具体的な取組を支援します～

長く快適に暮らせるマンションにするためには“適正な管理”が必要です。

そのため、北九州市マンション管理適正化指針に定める「管理適正化のために管理組合が留意すべき事項」を遵守するための取組やマンションの再生検討のための長期修繕計画、管理規約の作成等の費用の一部を支援します。

「修繕プラン、管理運営ルールの見直し」を検討中のマンション向けメニュー

## ① 長期修繕計画の作成・見直し 【最大30万円】

### [1] 支援対象者の要件(主なもの)

次に掲げる全ての要件を満たす、市内の築20年以上のマンションの管理者等であること  
(ただし、建て替え等マンションを再生する目的で実施する場合は、市内の築40年以上の  
マンション管理者等とする。)

- ・事業の活用について、総会又は理事会の決議を経ていること。
- ・長期修繕計画が未作成であること又は、長期修繕計画を見直す場合、修繕積立金が  
　　国のガイドラインに示された積立金の下限値を下回る金額となっていること。
- ・原則、マンション管理計画認定制度の基準に適合する長期修繕計画を作成すること。

### [2] 支援対象となる経費

- ・調査・診断報告書の作成に要する経費
- ・計画作成に要する経費

### [3] 支援限度額:300,000 円 ※上記経費の2分の1を支援

### [4] 申請受付期間 ⇒ 原則、事業着手の 30 日前まで(必着)

※1月末までに事業完了のうえ、実績報告が必要となります。

その他 ①事前に交付申請が必要で、支援金の交付は、1回を限度とします。

②事業期間内に、長期修繕計画の作成等の支援として、他事業(マンション管理士派遣  
事業等)の併用はできません。

## ② 管理規約の作成・見直し 【最大10万円】

### [1] 支援対象者の要件(主なもの)

次に掲げる全ての要件を満たす、市内の築20年以上のマンションの管理者等であること  
(ただし、建て替え等マンションを再生する目的で実施する場合は、市内の築40年以上の  
マンション管理者等とする。)

- ・事業の活用について、総会又は理事会の決議を経ていること。
- ・専門家と契約し、管理規約の作成(見直し)を行うこと。
- ・標準管理規約に準拠した管理規約を作成(見直し)すること。

### [2] 支援対象となる経費

- ・管理規約の作成(見直し)に要する経費

### [3] 支援限度額:100,000 円 ※上記経費の2分の1を支援

### [4] 申請受付期間 ⇒ 原則、事業着手の 30 日前まで(必着)

※1月末までに事業完了のうえ、実績報告が必要となります。

その他 ①事前に交付申請が必要で、支援金の交付は、1回を限度とします。

②事業期間内に管理規約の作成等の支援として、他事業(マンション管理士派遣  
事業等)の併用はできません。

## 「管理計画認定申請」を検討中のマンション向けメニュー

### ③ 管理計画認定申請に向けた準備活動 【最大3万円】

#### [1] 支援対象者の要件(主なもの)

次に掲げる、市内のマンションの管理者等であること

・事業の活用について、総会又は理事会の決議を経ていること。

#### [2] 支援対象となる経費

・管理計画認定に向けた区分所有者への説明会など、申請準備に要する経費

#### [3] 支援限度額:30,000 円 ※上記経費の2分の1を支援

#### [4] 申請受付期間 ⇒ 原則、事業着手の 30 日前まで(必着)

※1月末までに事業完了のうえ、実績報告が必要となります

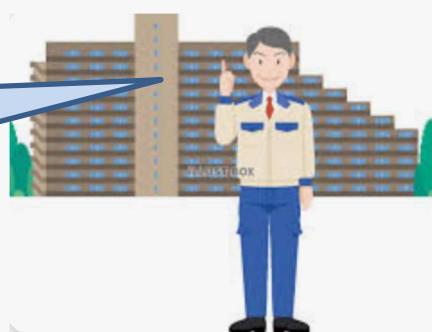
その他 ①事前に交付申請が必要で、支援金の交付は、1回を限度とします。

②事業期間内に、管理計画認定申請に係る支援として、他事業(マンション管理士派遣事業等)の併用はできません。

### <支援事業の活用を検討される方へのお願い>

- 支援事業の活用をお考えの方は、このチラシに掲載した内容以外の細かな条件がありますので、まずは一度、問い合わせ先にご連絡をお願いします。
- この支援事業は、予算の範囲内で先着順となっており、予算がなくなり次第終了となりますので、ご了承いただきますようお願いします。
- この支援事業を活用していただいたマンションには、市のマンション施策の広報媒体への掲載、セミナー等への参加をお願いする場合があります。  
ご理解とご協力をお願いします。

あなたのマンションの管理適正化・  
再生推進に向けた自主的な活動を  
支援します！



### <事前相談:まずはこちらへ>

北九州市都市戦略局 住まい支援室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

TEL:093-582-2288

### <市ホームページ>



北九州市 マンション持続・再生促進支援事業

検索

### <事業委託先:申請書等受付窓口>

北九州市住宅供給公社 事業企画課

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野 3-8-1(AIMビル4階)

TEL:093-531-3083